

○岐阜協立大学大学院学則

(制定 平成12年12月21日)

第1章 総則

第1条 岐阜協立大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法に従い、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第2章 組織及び修業年限

第2条 本大学院は「自主創造教育」、「地域実践教育」及び「キャリア形成教育」を教育理念に掲げ、以下の目的をもつ研究科及び専攻を置く。

経営学研究科 経営学専攻

最新の学問成果を学び理論的・実証的な研究を通じて、情報通信技術とグローバル化の進展に伴う企業経営や地域産業構造の変化に対応できる、高度職業人の養成を目的とする。

2 経営学研究科は、その基礎を経営学部 to 置く。

第3条 本大学院研究科に修士課程を置く。

2 修士課程の修業年限は2年とする。ただし、社会人入学生にあつては、修業年限を3年又は4年と定め、計画的に教育課程を履修（以下「長期履修学生」という。）することができる。

3 修士課程は、4年をこえて在学することはできない。

第4条 本大学院研究科の収容定員は次の通りとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
経営学研究科	経営学専攻	修士課程	20名	40名

第3章 学年、学期、休業日

第5条 学年、学期、休業日については、岐阜協立大学学則（以下「本学学則」という。）を準用する。

第4章 職員組織

第6条 本大学院に次の職員を置き、岐阜協立大学の職員をもって充てる。

(1) 教授、准教授

(2) 事務職員

第7条 本大学院研究科に研究科長及び研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、その基礎となる学部の長及び研究科専任教員をもって組織する。

3 研究科長は、研究科委員会において選出する。

第8条 研究科委員会は、学長が決定するにあたり、次の事項について審議し、意見を述べらるものとする。

(1) 学生の入学及び修了などの身分に関する事項

- (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 学業評価に関する事項
 - (4) 学位論文の審査に関する事項
 - (5) 教員の教育研究業績の審査（選考）など人事に関する事項
 - (6) 研究科長の選挙に関する事項
 - (7) 研究及び教授に関する事項
 - (8) 教育課程の編成、履修の方法及び試験に関する事項
 - (9) 学生の懲戒処分に関する事項
 - (10) 学生の厚生補導に関する事項
 - (11) その他研究科の運営に必要な事項
- 2 研究科委員会は、前項に定める事項のほかに、次の事項について審議する。
- (1) 教育研究に関する学内諸規程の制定・改廃に関する事項
 - (2) その他教育研究に関する事項
- 3 その他、研究科委員会運営に必要な事項は、別に定める。

第5章 授業科目、履修方法及び課程修了の要件

第9条 本大学院の教育は、授業科目の履修及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

- 2 研究科のコース別人材育成の目的、授業科目及び履修単位数は別表第1の通りとする。
- 3 本大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行う。

第10条 授業科目の単位数の計算基準は、本学学則を準用する。

第11条 所定の期間を在学し、所定の科目を履修してその単位を修得し、学位論文の審査に合格した学生に対し、学長は研究科委員会の議を経て修了を認定する。

- 2 学長は前項により修了の認定を受けた者に対し、つぎの学位を授与する。

修了研究科 専攻 課程 学位

経営学研究科 経営学専攻 修士課程 修士(経営学)

- 3 学位の授与については、本学学位規程に定める。

第12条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協定に基づき、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

第13条 教育上有益と認めるときは、新たに大学院第1年次に入学した者が入学前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、大学院における授業科目の履修とみなし15単位を超えない範囲で単位を認定することができる。

- 2 前第1項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、第12条により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

第14条 教育上有益と認めるときは、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行

う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前第1項の規定により与えることができる単位数は、32単位を超えないものとする。

第15条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の方法により学業成績を評価する。

第16条 学業成績は、「A」「B」「C」及び「D」とし、C以上をもって合格とする。

A 80点～100点

B 70点～ 79点

C 60点～ 69点

D 0点～ 59点

2 前項によりC以上をもって合格した者にはその授業科目所定の単位を与える。

第6章 入学、退学、休学、復学、再入学

第17条 入学は毎学年の始めとする。

第18条 次の各号の一に該当する者は、選考のうえ研究科修士課程第1年次に入学することができる。

(1) 大学を卒業した者

(2) 文部科学大臣の指定した者

(3) 外国における学校教育による16年の課程を修了した者

(4) 学校教育法第104条第4項第1号の規定により学士の学位を授与された者

(5) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

第19条 本大学院に入学を志願する者は、所定の手続により願い出なければならない。

第20条 入学選考に合格した者は、入学のために所定の手続をとらなければならない。

第21条 病気又はその他の事由により3ヶ月をこえて修学を中止しようとするときは、学長の許可を得てその学期又は学年間休学することができる。ただし、事情により更に1年以内これを延長することができる。

2 休学期間は、所定の在学期間に算入しない。

3 休学期間は、通算2年をこえることができない。

第22条 休学の事由が消滅して復学を希望する者は、学長の許可を得て復学することができる。

第23条 病気又はその他の事由により退学を希望する者は、学長の許可を得て退学することができる。

第24条 退学した者が再入学を願い出たときは、審議のうえ、学長が該当年次に入学を許可することがある。

第7章 科目等履修生、聴講生、外国人留学生及び委託生

第25条 第18条の各号のいずれかに該当する者が、本大学院の授業科目の一部について科目等履修生又は聴講生となることを願い出たときは、正規の学生の学修に支障がない限りにおいて、これを許可することがある。

第26条 第18条に定める入学資格を有する外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者については、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

第27条 他の大学、公共機関又は法人等から委託生として推薦された者については、選考のうえ、これを委託生として受け入れることがある。

第28条 科目等履修生及び聴講生には、本学則の関係条項を適用する。

2 外国人留学生には、本学則を適用する。

第8章 学費

第29条 学生は、授業料その他所定の学費並びに必要なに応じて学費以外の納付金及び手数料を納入しなければならない。

2 前項の学費の種類及び金額は別表第2の通りとし、学費以外の納付金、手数料及び長期履修学生の学費については別に定めるものとする。

3 休学者の学費は免除する。ただし、その休学期間にあつては、別に定める在籍料を納入しなければならない。

4 授業料その他所定の学費を所定の期日までに納めない者は除籍される。その除籍日付は、その学生の学費完納までの期日とする。

第30条 削除

第31条 削除

第9章 その他

第32条 学生が本学則に反し、その他学生の本分にもとる行為があつたとき、学長は研究科委員会の審議を経て、別に定める「岐阜協立大学学生懲戒規程」により懲戒処分を行う。

第33条 本学則に定めるもののほか、本大学院に関する事項は、本学学則及びその他の諸規程を準用する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前の入学者については従前の学則を適用するものとする。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の入学者については従前の学則を適用するものとする。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第1は、平成19年度の入学者から適用するものとする。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前の入学者については、従前の学則を適用するものとする。

附 則

この学則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前の入学者については、従前の学則を適用するものとする。

附 則（コースの改定）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学者については、従前の学則を適用するものとする。

附 則（大学名称変更）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前の入学者については、従前の学則を適用するものとする。

附 則

この学則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前の入学者については、従前の学則を適用するものとする。

別表第1 (第9条関係)

経営学研究科修士課程経営学専攻

コース名	授業科目の名称	単位	開講年次	修了要件	コース別人材育成の目的
企業経営・情報ビジネスコース	経営学研究	2	1	3コースのうちいずれか1コース(同一名称の「演習Ⅰ・Ⅱ」8単位を含め)16単位以上、全体で32単位以上を修得しなければならない。	グローバル化やICT(情報通信技術)活用の急激な進展につれて、企業内外の経営環境が大きく変化しており、企業経営には多様な課題が生じています。環境変化に的確に対応できる能力を養うため、多角的な視点から企業経営あるいはICT運用の専門的研究を行い、ビジネスの現場などにおいて課題解決に対応できる専門知識と能力を有する人材の養成を目指します。
	経営戦略研究	2	1		
	経営管理研究	2	1		
	人的資源管理研究	2	1		
	マーケティング研究	2	1		
	経営組織研究	2	1		
	国際経営学研究	2	1		
	経営情報研究	2	1		
	中小企業研究	2	1		
	情報戦略研究	2	1		
	統計モデリング研究	2	1		
	CGビジネス研究	2	1		
	経営学演習Ⅰ	4	1		
	経営学演習Ⅱ	4	2		
	マーケティング演習Ⅰ	4	1		
	マーケティング演習Ⅱ	4	2		
	経営管理演習Ⅰ	4	1		
	経営管理演習Ⅱ	4	2		
	経営情報演習Ⅰ	4	1		
	経営情報演習Ⅱ	4	2		
中小企業演習Ⅰ	4	1			
中小企業演習Ⅱ	4	2			
国際経営学演習Ⅰ	4	1			
国際経営学演習Ⅱ	4	2			
情報戦略演習Ⅰ	4	1			
情報戦略演習Ⅱ	4	2			
CGビジネス演習Ⅰ	4	1			
CGビジネス演習Ⅱ	4	2			
会計・税務コース	会計学研究Ⅰ	2	1	様々な社会事象の中で、企業会計の役割の必要性が高まっています。また、ITの発展に伴い世界規模での市場単一化が進出し、企業情報の開示手段としての会計情報の国際標準化が、急速に進んでいます。こうした会計環境の変化に対して、会計・税務に係る高度な専門性と高潔な倫理観を備え、地域の発展に貢献できる人材育成を目指します。	
	会計学研究Ⅱ	2	1		
	財務会計研究	2	1		
	国際会計研究Ⅰ	2	1		
	国際会計研究Ⅱ	2	1		
	管理会計研究	2	1		
	経営分析研究	2	1		
	税務会計研究	2	1		
	コンピュータ会計研究	2	1		
	会社法研究	2	1		
	税法研究Ⅰ	2	1		
	税法研究Ⅱ	2	1		
	金融工学研究	2	1		
	会計学演習Ⅰ	4	1		
	会計学演習Ⅱ	4	2		
国際会計演習Ⅰ	4	1			
国際会計演習Ⅱ	4	2			
税法演習Ⅰ	4	1			
税法演習Ⅱ	4	2			
スポーツ経営コース	スポーツマーケティング研究	2	1	スポーツマネジメントコースでは、スポーツ産業から政府や自治体のスポーツ政策まで幅広いスポーツ関連分野を対象とし、スポーツ関連ビジネスやスポーツそれ自体におけるマネジメントの仕組みについて理解を深め、様々な課題に関する解決方法を探求します。経営学に関する基本的な理解の上に、スポーツマネジメントに関する高度な知識と技能を有した人材の養成を目指します。	
	スポーツプランニング研究	2	1		
	スポーツ政策研究	2	1		
	スポーツ経営学研究	2	1		
	レジャースポーツビジネス研究	2	1		
	生涯スポーツ政策研究	2	1		
	スポーツ経営学演習Ⅰ	4	1		
	スポーツ経営学演習Ⅱ	4	2		
レジャースポーツビジネス演習Ⅰ	4	1			
レジャースポーツビジネス演習Ⅱ	4	2			
その他	特殊講義	2	1		
	他大学院科目				
修士論文				修士論文の審査に合格すること	

別表第2（第29条関係）学費

(単位 円)

区 分	学 費	年 額
経営学研究科 修士課程	入 学 料	200,000
	授 業 料	570,000
	教育充実費	100,000
	計	870,000

ただし、平成 24 年度以前の入学者については当該入学年次の学費を適用する。